訓　令　第　１４号

令和８年10月21日

課　長　等　各位

阿久根市長　　西　平　良　将

令和９年度当初予算編成方針について（通知）

このことについて、別紙のとおり「令和９年度当初予算編成方針」を定めたので、各課等においては、当該方針に基づき課等内で十分協議の上、令和９年度当初予算要求見積書等を令和８年11月12日までに財政課長に提出するよう通知する。

令和９年度　当初予算編成方針

１　地方財政の動向等

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和８年７月21日閣議決定）において、中東情勢に対し、代替調達や備蓄放出により原油等の安定供給を図るとともに、経済・物価に与える影響を分析し、国民生活と事業活動を守るための機動的な対応を躊躇なく講ずることとし、令和９年度予算においては、従来の一律抑制型の要求を見直し、行政サービスの水準を実質的に維持できるよう、物価・賃金上昇を的確に反映するとしている。

その際、公定価格や各種基準額等の点検・見直しを進め、人件費などの行政機関等の運営に必要な経費、補助費や委託費等の事業や政策に必要な経費、それぞれについて適切な単価改定を行うとともに、既存事業の見直しを行い、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」の自己点検結果を概算要求に反映し、政策効果の高い分野へ重点化することとしている。

また、令和８年に策定された「地域未来戦略」（令和８年７月21日閣議決定）においては、47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会の実現に向け、17の戦略分野における官民投資を推進する成長戦略との連携の下、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくこととしている。

「令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和８年７月30日閣議了解）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等に基づき、経済・物価動向等の的確な反映の実現や、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化、補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査することとしている。

一方、総務省の地方交付税の令和９年度概算要求では、「経済・財政新生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、また、国における経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換に対応しつつ、経済・物価動向等を的確に反映することとされており、要求額は前年度比4.3パーセントの増となっている。

さらに、内閣府の令和９年度概算要求では、「強い地域経済の構築」を掲げ、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。その際、豊かな生活環境や、若者や

女性にも選ばれる地方を実現することにより、強い地域経済を下支えし、日々の暮らしと未来への不安を希望へと変え、「日本列島を、強く豊かに」していくこととしている。

2　阿久根市の財政状況等

⑴　令和７年度決算の状況

令和７年度の一般会計の決算では、歳入総額は149億5,300万円、歳出総額は142億4,834万円で、翌年度に繰り越すべき財源6,985万円を差し引いた実質収支額は６億3,481万円となった。

歳入では、歳入全体の35.1パーセントを占める地方交付税が、前年度と比較して２億5,034万円、5.0パーセントの増となり、これは、普通交付税ついて、公債費に係る基準財政需要額の増や、給与改定等に伴う各算定費目の単位費用の増等によるものである。

なお、臨時財政対策債については、令和６年度に比較して1,775万円の皆減となった。

歳出では積立金について、次年度以降への財政運営のために、市有施設整備基金やサンセット牛之浜景勝地の道の駅整備基金など各種基金へ積立てを行った一方で、地域振興基金積立金が１億9,194万円の減となったことから、令和６年度と比較して、１億328万円の減となった。

公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は、令和４年度に発行した新焼却処分場整備に係る地方債の元金償還が開始となった影響などにより、0.2ポイント増の7.2パーセント、将来の財政を圧迫する可能性を示す指標である将来負担比率は、算定値なしとなっているが、地方債残高が100億円を超える状況の中、今後、公債費が増加する見通しであることから、ここで財政規律を緩めると将来の財政運営に支障を来すことになる。

経常収支比率については、地方税や普通交付税等により歳入の経常一般財源総額が増加した一方、扶助費や公債費等への経常一般財源の充当額が増加したことに伴い、歳出全体の一般財源の増加幅が歳入の伸びを上回ったことから、0.3ポイント増の91.0パーセントとなっており、依然として高い水準にある。

また、自主財源は、45億4,616万円で、歳入総額の30.4パーセントであり、本市の財政構造が極めて脆弱なものであることを表している。

これらのことから、今後の財政を運営していく上では、自主財源に乏しい本市の歳入構造等の財政体質を厳格に認識しながら、継続的な行財政改革に努めていくことが求められる。

⑵　令和９年度歳入の見通し

令和７年度における市税は、定額減税の影響があった令和６年度と比較して3.5パーセント、約6,840万円の増となったところではあるが、物価高

騰の影響、生産年齢人口の減少などを踏まえると、市税収入の大幅な増加はなかなか見込めない状況である。

一方、令和８年度の普通交付税は、42億6,264万円余りであり、令和７年度決算に比べ、9,188万円余り、2.1パーセントの減となったところである。

その中で、令和９年度の総務省の地方交付税の概算要求額は前年度比4.3パーセントの増で、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保されることを要求しているが、依然として、地方交付税の大幅な増額は厳しいと予想される。

このことから、可能な限り情報収集に努めるとともに、受益と負担の適正化等の検証や新たな財源の掘起しに努める必要がある。

⑶　令和９年度歳出の見通し

今後、橋りょうや学校施設をはじめとした公共施設の長寿命化対策や「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備事業等大きな財政負担を伴う事業を実施していく必要がある。

これらの事業は、時期を同じくして実施せざるを得ないものが多くあり、令和９年度についても多額の財源の投入が確定している。

また、公共工事における労務単価や建設資材等の高騰による建設工事費の上昇等による歳出の増も予想される。

これらのことから、歳入があって歳出が可能になることに改めて留意しながら、歳入の確保に努めつつ、中長期的な財政運営の展望に立って、緊急性、優先度、効果等を精査し、真に必要な事務事業を厳選して取り組んでいく必要がある。

３　予算編成の基本方針

本市は、長年にわたり、人件費の抑制をはじめ事務事業を見直し、行財政改革の継続的な推進に取り組むことで、財政状況を改善し、市民交流センターや新焼却処分場の整備など大型事業を実施することができたが、反面、地方債残高は平成29年度に100億円を超え、令和７年度末現在では、令和６年度末現在よりも2.5億円程度減少したものの、なお100億円を超える状況となっている。

このため、令和９年度以降予定している大型事業については、多額の費用を要することから、事業内容の精査・検証を行い、その効果が最大となるような取組を進めるとともに、より有利で効果的な財源の確保に努めることが重要である。

さらに、令和７年度に策定した「阿久根市まちづくりビジョン」に基づき、

将来を見据えた真に効果の期待できる取組を推進していく必要がある。

現在まで、本市の財政は、継続的に健全性が維持されてきているが、その構造は極めて脆弱であり、加えて、直近の大型事業実施に伴う地方債発行によって公債費の増大が今後見込まれるため、十分な注意をもってこれらの課題に取り組んでいかなければ、厳しい状況を招来することとなる。

これらのことから、引き続き気を緩めることなく、これまでの取組を踏まえ、大型事業の実施等諸課題へ対応する場合においても、今後の財政運営や将来世代への影響を見極め、より少ない負担において進めていくことが一層求められている。

また、国は「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和９年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成とするとしていることから、本市においても、予算にメリハリを付け、市民福祉の増進と持続可能な自治体経営を目指していかなければならない。

以上を踏まえ、令和９年度予算は、従前のとおり年間予算編成とするが、本年12月に市長選挙が予定されていることから、経常的な経費や継続的な事業に係る経費などを中心とした「骨格予算」として、次の基本方針に基づいて編成するものとする。

⑴　健全財政の堅持

ア　歳入の確保等

自主財源の根幹となる市税については、課税客体の適正な捕捉に努めるとともに、税の公平性の観点から収納率の向上に向け一層の取組を強化することとする。

このほか、住宅使用料をはじめとする各種使用料に対する徴収強化や、未活用の市有財産についての積極的な売却、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等についての見直しなど、徹底した歳入増対策を図りつつ、ふるさと納税においては、新たなポータルサイトの導入やバナー広告への掲載、クラウドファンディングなどの取組を引き続き強化し、併せて有料広告拡充や先進自治体における歳入増対策の導入等により新たな財源の創出を図ることとする。

イ　歳出の節減等

これまでの行財政改革の成果を踏まえ、引き続き事務事業の見直しを行い、一層の歳出の節減を図ることとする。

また、事業の検討に当たっては、市民のニーズや社会的な要請などの観点から優先順位を定め、「真に必要なものを真に必要な時期に」実施することとし、同時に必要性が乏しくなった既存の事業は勇気をもって廃止するなどスクラップアンドビルドに努め、限られた予算を有効に活用

し、「最小の経費で最大の効果」をもたらすこととする。

このことから、人件費、扶助費及び公債費については所要見込額を、その他の経費（普通建設事業費を除く。）については、所属ごとに新規事業を含め、原則として一般財源ベースで令和８年度当初予算額の範囲内で厳しく抑制の上要求することとする。

ただし、物価上昇等を踏まえた適切な価格転嫁が進むよう、総務省による「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）」を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等については、多角的な調査を行い、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等の的確な把握に努め、適正な労務単価や資材単価等を考慮した積算とすることとする。

ウ　決算の分析

直近の予算の執行結果である令和７年度決算の分析を行い、歳入面では歳入確保の取組を総括し、更なる歳入確保対策を講じ、歳出面では事業の内容、効果を再検証しつつ、執行残等を踏まえた必要な経費を見積もる等により、令和９年度予算に反映させることとする。

⑵　循環型社会形成に資する事業の推進

循環型社会の形成については、これまで、各種の取組を行ってきているが、引き続き我が国のエネルギー政策に関して、更にその推進が大きな社会的課題となっている。

本市においても、平成28年度に「再生可能エネルギービジョン」を策定したほか、今年度には新たに「ゼロカーボンシティ計画」を策定し、2050年を目標にしたゼロカーボンシティ宣言の達成に向け、将来を見据えた事業を推進していくこととしている。

これまで、令和３年度に環境省の補助金を活用し、官民一体となり「阿久根市地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業（地域マイクログリッド事業）」を実施したほか、令和４年７月には日産自動車と「電気自動車を活用した脱炭素化及び強靭化に関する連携協定」を締結するなど、再生可能エネルギー活用と脱炭素の推進等を図ってきており、今後は、これらの取組に加え、生ごみ堆肥化事業やリユース・リサイクルなどにも取り組むこととしている。

今後も事業の計画・実施に当たっては、環境への負荷の低減を図り良好な環境を持続的に保全するため、当該事業が広く資源循環型社会の形成に資するものであるか十分に検討することとする。

⑶　地域資源の活用と地域経済の活性化等

阿久根市まちづくりビジョンに基づき、地方創生への取組を進めているところであるが、これまで以上に自らの地域を主体的に創造していくこと

が求められており、地域の自然や環境といった本市の強みを生かし、地域資源を魅力に変え、にぎわいを創出し、地域活性化の取組を進めていくこととする。

また、地域経済の活性化のためには、人材・人手不足への対策や様々な事業に挑戦する市内企業等を積極的に支援するとともに、新たな産業を創出していくことが望まれる。

このことから、予算の執行が地域経済へ及ぼす影響の大きさを意識しながら、地域経済の活性化、交流の促進に資する事業については、これまでにない新たな取組を推進することとし、その期待される効果を十分に検討し、一定の成果のあった既存の取組を廃止・縮小することを含めた重点化を図りつつ実施することとする。

⑷　安全安心な生活環境の整備

近年、全国的に多発する災害の状況を的確に捉えつつ、本市における自然災害及び原子力災害に対する防災機能の充実強化をはじめとした災害に強いまちづくりや快適な生活環境の確保、持続可能な公共交通体系の構築など、国・県等の補助制度を活用しながら、安全安心な生活環境の整備を進めていくこととする。

⑸　事務事業の効果の検証等

事務事業を計画する上で、実効性のあるＰＤＣＡサイクルを確立するため、実績と効果を適切に評価し、改善の方向性を分析するとともに、近隣の自治体等における実施状況を参考にしながら、実施の適否を検証することとする。

また、当該年度における負担と効果だけではなく、中長期にわたる効果や財政運営への影響等を考慮・検討し、事業の終期を定め、その間における最大の効果の発現に取り組むとともに、一定の成果のあった既存事業の縮小・廃止を含め、大胆に見直しを行うこととする。

⑹　国等の動向の把握と的確な対応

国においては、2023年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル行財政改革の動きや人口推計等を踏まえ、令和５年12月に改訂を行った。

また、令和７年６月には「地方創生２．０基本構想」（令和７年６月13日閣議決定）が策定され、「強い」経済と、「豊かな」生活環境を更に発展させ、地域や人々の多様性を生かした「新しい日本・楽しい日本」の創出を目指すこととされた。

さらに、令和８年７月には「地域未来戦略」（令和８年７月21日閣議決定）が策定され、手取りが増える、質の高い教育が受けられるといった、具体

的かつ着実な変化を地域の住民一人一人が実感できるようにし、日々の暮らしと未来への不安を希望へと変え、「日本列島を、強く豊かに」していくとしている。

本市においても令和７年度に策定した「阿久根市まちづくりビジョン」に基づき、具体的な取組を推進することとしており、ＰＤＣＡサイクルの下、実施事業の検証を行いながら、必要な見直し、改善に努め、効果的に事業を展開することとする。

今後も国の予算編成の動向に十分留意し、国・県等の補助制度を十分に活用することができるよう、情報を幅広く収集するとともに、補助事業採択に向けた施策の提案・要望を積極的に行っていくこととする。

⑺　大規模事業等への対応

橋りょうや学校施設をはじめとした公共施設の長寿命化対策や「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備事業等の大きな財政負担を伴う事業については、毎年度、その事業進捗状況を踏まえた全体事業費の精査を行い、適正な経費による事業の着実な推進を図ることとする。

また、引き続き公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、長期的かつ計画的な施設の維持・保全に努めることとする。

⑻　交流人口・関係人口拡大等に向けた新たな地域振興施策への対応

旧国民宿舎施設等の跡地活用については、民間活力を導入した観光開発の可能性等の調査・検討を行うことにより、市の将来にわたる地域振興に資する取組を着実に進めることとする。

また、「観光を基軸としたまちづくり」の推進、阿久根大島の活用、体験型コンテンツの充実、食に特化した取組等、本市の強みを生かした各種事業にソフト・ハードの両面から取り組むものとする。

南九州西回り自動車道に新たに設置することを要望している「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅については、道の駅整備促進協議会における関係機関等への要望活動を引き続き実施するなど、その実現に向けた取組を推進することとする。

⑼　特別会計における対応

特別会計については、一般会計に準じて厳しく経費節減に努めつつ予算編成を行うものとし、国・県補助金及び自主財源の確保に努力しつつ、近年の決算の状況を適切に把握し、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、より効率的な運用に努めることとする。

特に、平成30年度から財政運営の責任主体が県となった国民健康保険事業においては、県国保運営方針等に基づく制度改革を着実に進めるため、今後も国及び県の動向に注視し、予算を適正に見積もることとする。

⑽　問題意識等の共有

予算に基づいた事業の実効性を高め、地域の活性化、産業の振興、サービスの充実など市民福祉の向上のためには、市民目線を貫き、職員一人一人が現状についての問題意識を共有し、課題克服への思いを全体化することが必要である。

事務事業の中には、他課等と十分な連携を図って、ベクトルを合わせチームで取り組むことで事業効果や効率性を高められるものがある。

問題意識や課題克服への志向を共有・全体化して「縦割り」を排しながら、物事をシンプルに捉えつつ、高い目標を持ち、自治体の常識や前例といった固定観念にとらわれることなく、熱意と情熱、そして強い意志を持ち、事業効果や効率性を最大限発揮することに努めるものとする。

また、これまでの市民からの要望、議会での議論、監査委員からの指摘等を踏まえ、職員一人一人が予算編成の主体であることを認識し、市の「政策決定」である予算づくりに率先垂範して取り組んでいくこととする。

さらに、全国的に本格的な人口減少社会、とりわけ生産年齢人口の減少に伴い多様化・複雑化する地域課題を的確に捉えつつ、５年から10数年後までを見据えた中長期的な視点に立ち、持続可能で適切な行財政運営が行えるよう、職員一人一人が大局観を磨き、自ら主体的に実践していくこととする。

これら「阿久根フィロソフィ」の精神にのっとり、職員一人一人が阿久根市役所の主役であり、阿久根市役所の看板を背負っていることを肝に銘じ、当事者意識を持ち、一期一会の精神で市民サービスに努めることで、市民に信頼される阿久根市役所を目指すこととする。

⑾　透明性の確保

予算は、施策の具体化であり、市民に対して、必要性、負担、時期、効果等について十分な説明ができるものでなければならない。そのため、情報公開や市民への説明責任を念頭に置いて透明性の確保に努めるものとする。